

子育て世代包括支援センター

～いばらき版ネウボラ～

茨木市こども健康センター

茨木市立子育て支援総合センター





「ネウボラ」とは？

・フィンランド語で、「Neuvo」は「情報、アドバイス」を意味し、「~la」は「場所」を表す接尾語、つまりネウボラ (Neuvola)とは、「**アドバイスを受ける場所**」を言います。

・フィンランドにおける子どもとその家族を支援する公的施設のこと。

母親の妊娠から子どもの就学まで、母子の病気の予防と心身の健康促進を目的とする施設です。国の法律や地方自治体の条例に基づいて設置され、社会保健省の管轄下であり、地方自治体が運営しています。全国で700~800か所あり、居住地域で利用するネウボラが決まります。

「出産ネウボラ」：出産前の妊婦と胎児を対象

「子どもネウボラ」：生まれた子供とその家族を対象

※両方のネウボラを備えているところも多い。

(保健師、助産師の資格を持つと兼務できる。)



フィンランドの「ネウボラ」の状況

- ・「かかりつけ保健師」により、1組の妊婦・子どもに対し、いつも同じ人が継続的に対応します。個人のプライバシーを重視し、利用は予約制で、個別面談を行います。

- ・保健師によって聞き取られたデータは、一貫して管理され、保護者の了解を得て保育園や小学校に渡され、就園・就学後も保育士や教師により、継続的に把握されます。→切れ目ない支援につながっている！

- ・子どもの育ちに関して、病気などに対し早い段階で対応して予防することが、ネウボラの第一の目的。ネウボラ保健師が必要と判断すると、専門家の診療や相談を受けることをアドバイスします。そのため、医師や保育園等との連携を緊密に行って、ネウボラが妊娠・出産・子育ての拠点となっています。



本場ネウボラのプログラム

【妊娠期】

健診 7～12回（保健師）、2～3回（医師）
相談、情報提供、産院紹介、両親学級4回

【出産期】

カルテと観察記録を産院へ送付
産後5～10日に担当保健師が家庭訪問

【育児期】

健診 0～1歳に9回（保健師）、3回（医師）
1～6歳に6回（保健師）、2回（医師）、
3回（歯科医）

育児相談、家族全員の面談、専門家紹介、両親学級4回



従来の母子保健とフィンランドネウボラとの違い

- 医療・保健・福祉を身近な拠点でワンストップ提供
(利用者中心)
- 「かかりつけ保健師」が異動なく担当 (1人100家族担当)
(つながり)
- 体だけでなく心も生活もケア
(包括的支援)
- 母子だけでなく家族全員が対象
(家族ぐるみ)
- すべて無料、通訳付き、ネウボラ通いの休業制度
(アクセスの保障)



さらに異なる点

- **ネウボラを核に多くの専門職が連携**
保健師、医師、カウンセラー、ソーシャルワーカー、
保育士、心理・作業・理学療法士、児童精神科医 等

- 記録、カルテの保存期間は、**50年間**
転居先のネウボラや学校保健室へつなぐ

- **すべての親子を切れ目なく支えるシステム**

※中絶、帝王切開、低体重児が減少
新生児の虐待死亡はゼロ！！

国が求める

子育て世代包括支援センターとは？



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第12次報告（平成26年度に発生した虐待死亡事例報告）から

- ・死亡した子どもの年齢は、0歳が27人（61.4%）と最も多く、特に0歳のうち月齢0か月が15人（55.6%）と高い割合を占めた。（虐待による死亡数44人）

第1～11次報告までを全体で見ると、0歳の死亡は4割であった。

しかし、第12次報告では、6割を超え、最も多い状況となった。

<参考> 第12次～第15次報告（平成26年度～平成29年度に発生した虐待死亡事例報告）

	虐待による死亡数	0歳児死亡		(再)0歳0か月死亡		虐待死亡が発生した年度
		数	率	数	率	
第12次	44人	27人	61.4%	15人	55.6%	平成26年度
第13次	52人	30人	57.7%	13人	43.3%	平成27年度
第14次	49人	32人	65.3%	16人	50.0%	平成28年度
第15次	52人	28人	53.8%	14人	50.0%	平成29年度

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
 - ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
 - 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
- 平成27年度実施市町村数: 138市町村 ➢ 平成28年度実施市町村数(予定): 251市町村(423か所)

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築



「子育て世代包括支援センター」の満たすべき基本3要件

① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること。

② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること。

(利用者支援事業の「利用者支援」機能)

③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと。

(利用者支援事業の「地域連携」機能)

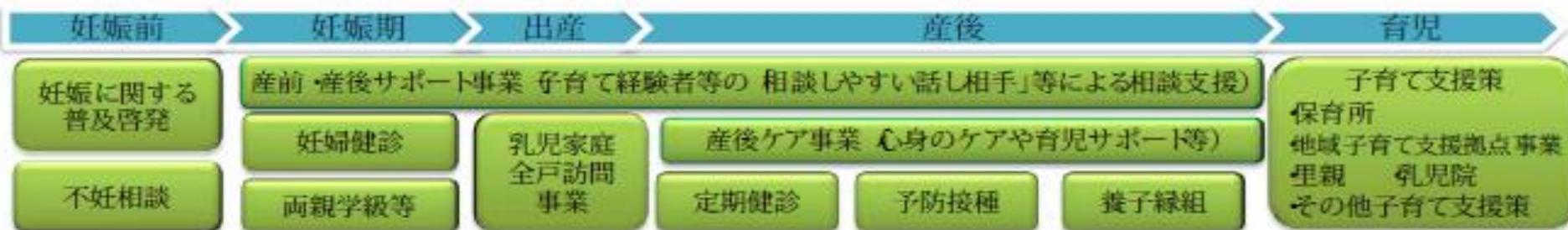


4-2. 利用者支援事業 (母子保健型) と利用者支援事業 (基本型) をそれぞれ立ち上げ、連携して実施

事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業 (母子保健型) と利用者支援事業 (基本型) を別々の事業者 (施設) が受託するが、両事業のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



2. 妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援の例

「子育て世代包括支援センター」は、下記の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。

妊娠期

- ① 妊娠届出の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
- ② 心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定
- ③ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施
- ④ 妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援



出産直後

- ⑤ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援（再掲）
- ⑥ 産後ケア事業による、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポート
- ⑦ 乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援
- ⑧ 生後4か月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑨ ⑧の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保（養育支援訪問事業）

子育て期

- ⑩ 子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等（地域子育て支援拠点事業）
- ⑪ 家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不定期の預かりサービス（←時預かり、ファミリーサポートセンター事業、ショートステイ・フイライトステイ事業）
- ⑫ 保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用
- ⑬ 児童虐待の発生子防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援
- ⑭ 疾病や障害のある子どもの支援



子育て世代包括支援センター

～いばらき版ネウボラ～



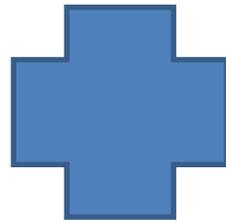
茨木市子育て世代包括支援センター

<現状>

平成29年4月から開設

利用者支援事業
(母子保健型)

茨木市こども健康センター



利用者支援事業
(基本型)

茨木市立
子育て支援総合センター

互いに連携し、切れ目ない支援
を目指しています！！





子育て世代包括支援センター

＜こども健康センター＞

利用者支援事業（母子保健型）
妊婦面接・相談、支援プラン

パパ&ママクラス
妊産婦健康診査
妊婦歯科健康診査
妊産婦訪問指導
新生児・未熟児訪問指導
産後ケア事業
乳幼児健康診査
乳幼児訪問指導
離乳食・幼児食講習会

etc.

＜子育て支援総合センター＞

利用者支援事業（基本型）

産前産後ホームヘルパー派遣
こんにちは赤ちゃん事業
養育支援訪問事業
子育て短期支援事業
つどいの広場
一時預かり事業
ファミリー・サポート・センター

etc.

これからのあり方…

子育て世代包括支援センター

こども健康センター
利用者支援事業
「母子保健型」

一体化

子育て支援総合
センター
利用者支援事業
「基本型」

連携

地域の社会資源



<現状> 妊娠期から子育て家庭を支える 切れ目ない支援のイメージ

妊娠前

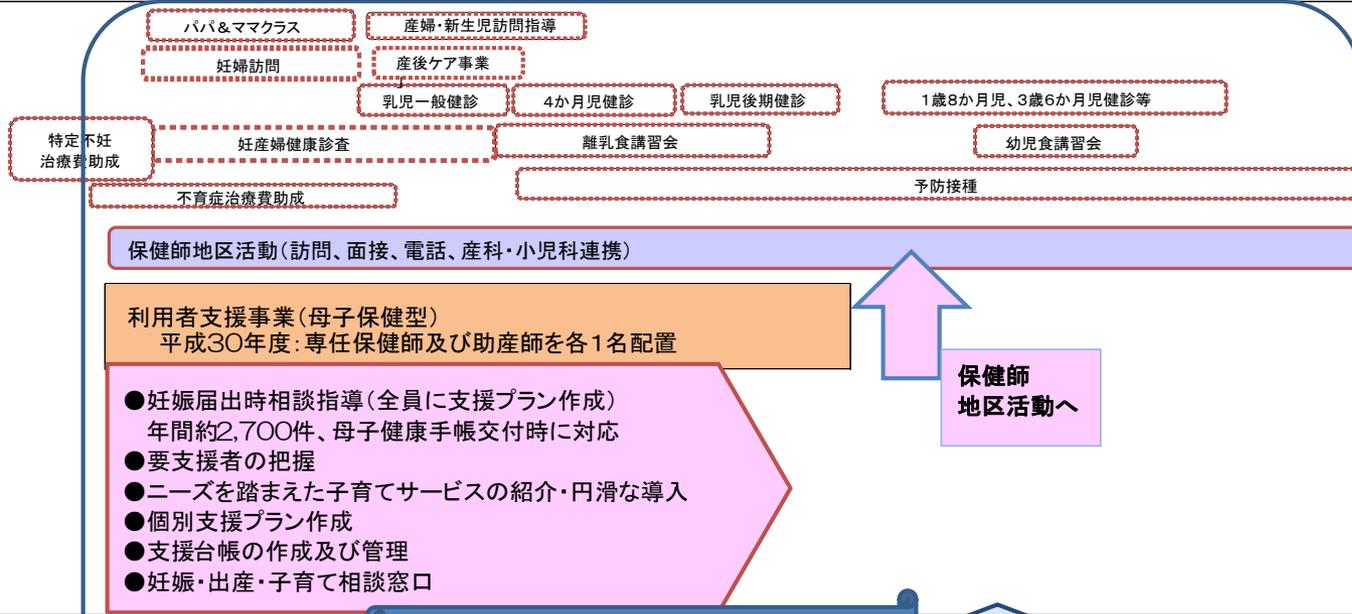
妊娠中(産前)

出産

産後(0~1歳)

1歳~6歳(就学前)

母子保健サービス(子ども健康センター)



連携する
地域資源

- ・民生委員 児童委員
- ・主任児童委員
- ・つどいの広場
- ・子育てサロン
- ・子ども“わいわい”ネットワーク茨木
- ・CSW
- ・保育所・園、認定こども園、幼稚園等
- ・地域子育て支援センター
- ・茨木保健所
- ・医療機関
- ・吹田子ども家庭センター

等



相談
支援

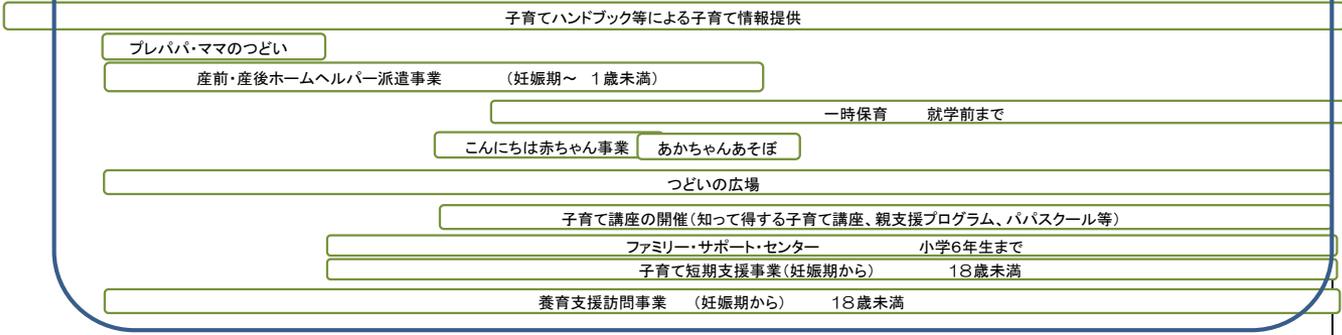
子育て世代包括支援センター

連携

定期連絡会開催

(子育て支援総合センター)

利用者支援事業(基本型) 子育て情報コンシェルジュ



対象18歳未満まで



家庭児童相談 : 要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応関係業務) 18歳未満

「いばらき版ネウボラ」 妊娠期から子育てで家庭を支える 切れ目ない支援のイメージ

妊娠前

妊娠中(産前)

出産

産後(0~1歳)

1歳~6歳(就学前)

子育て世代包括支援センター

利用者支援事業(母子保健型)
専任保健師・助産師

利用者支援事業(基本型) 子育て情報コンシェルジュ

妊娠届出時面接・相談
個別支援プラン作成

子育てに関する相談・支援、情報提供、子育て支援個別支援プラン作成

保健師地区活動(訪問、面接、電話、産科・小児科連携)

子育てハンドブック等による子育て情報提供

パパ&ママクラス

産婦・新生児訪問指導

あかちゃんあそ
ぼ

幼児食講習会

プレパパ・ママのつどい

こんにちは赤ちゃん事業

離乳食講習会

産前・産後ホームヘルパー派遣事業 (妊娠期~1歳未満)

妊婦訪問

産後ケア事業

サークル支援

妊産婦健康診査

一時保育 就学前まで

特定不妊
治療費助成

子育て講座の開催(知って得する子育て講座、親支援プログラム、パバスクール等)

不育症治療費助成

乳児一般健診

4か月児健診

乳児後期健診

1歳8か月児、3歳6か月児健診等

つどいの広場

ファミリー・サポート・センター

小学6年生まで

子育て支援ネットワーク事業

子育て短期支援事業 18歳未満

養育支援訪問事業 (妊娠期から) 18歳未満

家庭児童相談 : 要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応関係業務) 18歳未満

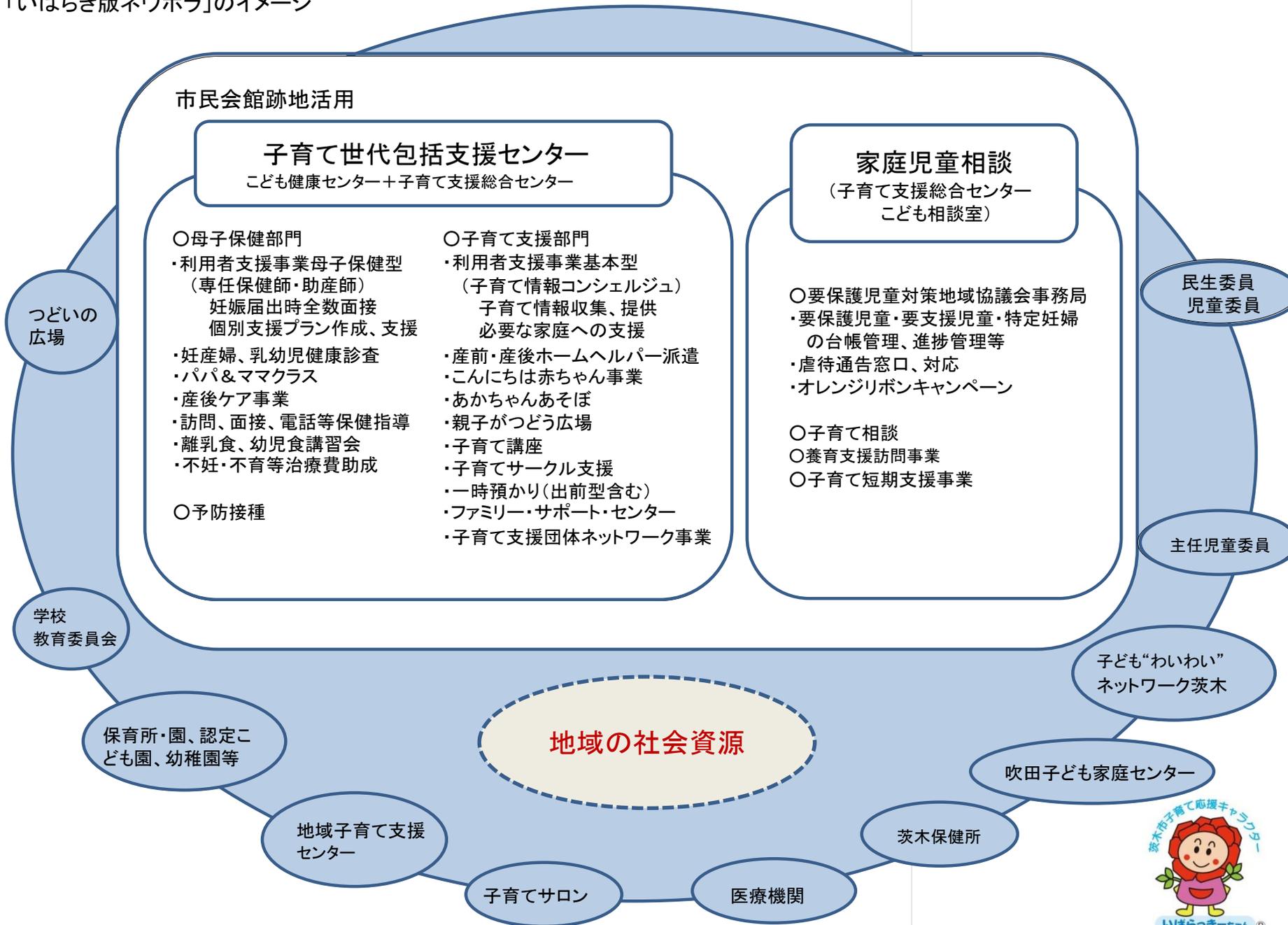
予防接種

連携する
地域資源

- ・民生委員 児童委員
- ・主任児童委員
- ・つどいの広場
- ・子育てサロン
- ・子ども“わいわい”ネットワーク茨木
- ・CSW
- ・保育所・園、認定こども園、幼稚園等
- ・地域子育て支援センター
- ・茨木保健所
- ・医療機関
- ・吹田子ども家庭センター



いばらき版ネウボラ
市民会館跡地





いばらき版ネウボラ

- ・利用者から見た「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」
 - ・「困る前につながる」環境を整えることで、リスクの早期発見・支援を可能とする
 - ・子育て家庭の変化を家族以外が気づき、相談できる
 - ・ハイリスクの人を作らない「いばらき版ポピュレーションアプローチ」